

兵庫県立長田商業高等学校いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

希望と感動のある生き生きとした学校づくり、また生徒一人一人の個性を尊重し、豊かな人間性を育み、自ら考え、自ら学び、主体的に課題を解決する力を身につけ社会に貢献できる人間の育成をめざす教育活動を展開している。すべての生徒が安心安全な学校生活を送り、有意義な活動に取り組むことが出来るよう、いじめ防止に向け校内体制を整え、未然防止を図り、早期発見・早期解決を可能とするためにいじめ防止基本方針を定める。

2 基本的な方向

本校は昭和3年に勤労青少年を対象に設置された県内で唯一の定時制商業高校であり、全日制高等学校・通信制高等学校合わせて3校が同一敷地内に設置されている。

本校は生徒のコミュニケーション能力向上を目指して長田神社前商店街と連携し、様々なイベントにも積極的に参加し、多様な人々と交流をしている。また、「心の教育」「個性を伸ばす教育」「心身の健康と安全に必要な資質・能力を育成する教育」にも力を入れている。

いじめについては、全教職員が常に危機感を持ち、「いじめは絶対に許さない」という意識を生徒全員にもたせるために、以下の指導体制を整え、いじめ防止を推進する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、チーム担任制を基軸とする生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。[別紙1](#)

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。[別紙2](#)

(2) 未然防止のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。[別紙3](#) [別紙4](#)

(3) 早期発見のための指導計画

いじめ早期発見の観点から、保護者との連携を深め、家庭での生徒の日常の変化について、すみやかに学校と連絡を取りながら解決を図ることを目指す。チーム担任制によって、複数でのチェックをするとともに、生徒が相談できる選択肢を増やす。校内での生徒情報交換会、個別の支援・指導計画に関わる情報交換会、支援委員会、カウンセリングを実施することにより、全教職員が生徒の状況を確認し、少しの変

化も見逃さない体制を整える。また、学校生活調査アンケートを毎学期行うとともに、生徒情報をより共有するため教員向けの生徒状況に関するアンケートを毎月行う。

(4)いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織対応を別に定める。別紙5

4 重大事態への対応

(1)重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な事態、被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめをうける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、組織として学校全体で適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力を依頼する。

5 その他の事項

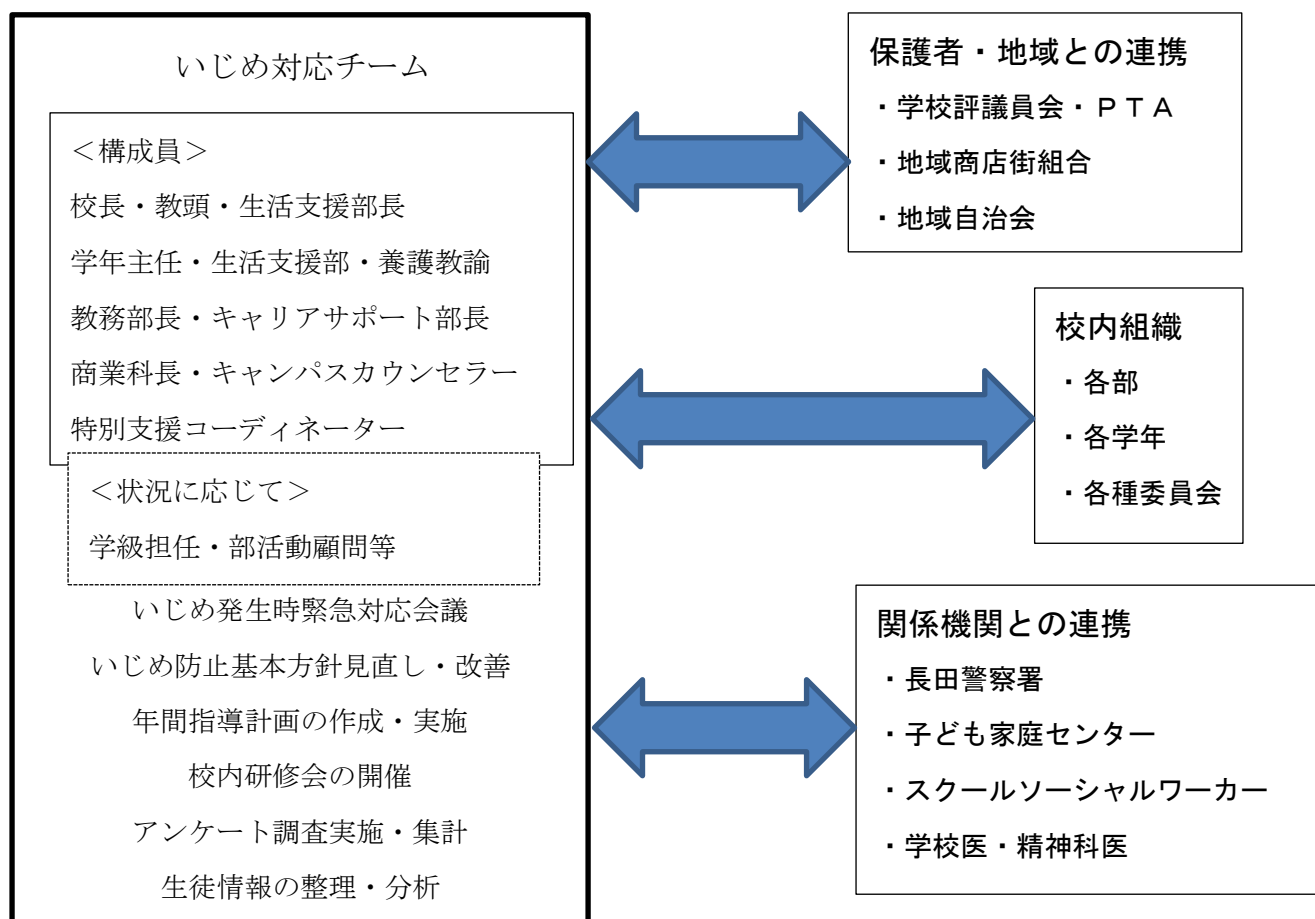
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した基本方針については、学校ホームページなどで公開するとともに、三者懇談などの機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させる。

さらに、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなどいじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、中高連携（場合によっては小学校も）により配慮を要する生徒の情報共有を行い、一貫した指導体制を確立する。保護者や地域との連携を図るために学校評議員会等で意見を積極的に聴取するように留意する。

校内支援体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめゼロを目指す」という強い意志のもと学校全体で組織的な体制を構築する。早期発見・未然防止をより確実とするために、チーム担任制をおこない、複数でのチェックをするとともに、生徒が相談できる相手の選択肢を増やす。
- 2 いじめ問題を組織として取り組む上で「支援委員会（いじめ対応）」を設置する。
- 3 特定の教員が問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、連絡・報告・相談を確実に行う。
- 4 生徒状況把握をはじめ、早期発見のために定期的に学校生活調査アンケートを実施し集計する。



いじめ早期発見のためのチェックリスト

- 1 ロッカーの荷物が乱雑に入れてある。または、ロッカーの扉が開いている。
- 2 天井や掲示物が破損していたり、机に落書きがある。
- 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- 4 他の生徒の机と机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。
- 5 グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 6 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
- 10 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。
- 11 休み時間は教室に常にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- 12 一人でいることが多い（SHR・休憩時）。
- 13 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 14 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 15 他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くに居たがったり、話しかけたまま離れようとしない。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 スリッパなど上履きへ履き替えるとき、違う靴箱に入れられたり隠されたりする。
- 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 22 食べ物を無断で食べられたり、捨てられたりする。
- 23 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- 24 ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっている。
- 25 服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 28 部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
- 29 他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
- 30 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。
- 31 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
- 32 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまったりする。
- 33 グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 34 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- 35 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	支援委員会（いじめ対応） 指導方針・計画、保護者向け啓発 カウンセリングマインド研修①	入学前の生徒情報収集 カウンセリング体験（新1年） 学級づくり（LHR）	個別面談
5月		ネット犯罪防止講演会	三者面談（希望者）
6月	学校評議員会 心の教育職員研修		学校生活調査アンケート① 三者面談（希望者） 公開授業
7月	カウンセリングマインド研修②	健康と心に関するアンケート① 人権学習①	
8月			
9月		健康と心に関するアンケート② 情報モラルHR／人権学習②	三者面談（希望者）
10月			学校生活調査アンケート②
11月			三者面談（希望者） 公開授業
12月			
1月			学校生活調査アンケート③
2月	学校評議員会	健康と心に関するアンケート③	
3月	支援委員会（いじめ対応） まとめ		

事案発生時支援委員会（いじめ対応）・職員会議

職員会議等

- ・生徒情報交換会を定期的に行う。個々の気になる生徒については必要に応じて支援委員会を行う。
- ・キャンパスカウンセラーをはじめ外部専門機関関係者との情報交換を必要に応じて行う。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、知識の習得と望ましい支援方法の確立を図る。

未然防止に向けた取り組み

- ・新入生に対して適切な指導を行うために、出身中学校及び家庭子どもセンターとの情報交換を行う。
- ・互いの存在を認め合うきっかけとして、特に1・2年生を対象にLHRを実施する。
- ・生徒の心の状態を把握するために、健康と心に関するアンケートを実施する。
- ・援助希求的態度を培い、相談の大切さを啓発するため、カウンセリング体験を新入生に実施する。
- ・保護者向け啓発のために、学校ホームページを活用し「いじめ防止基本方針」の周知及び保護者からの情報収集を図る。
- ・生徒の意識高揚を図るために、情報モラル教育、人権学習を実施する。

早期発見に向けた取り組み

- ・個人面談や三者面談を定期的に複数の教員で実施し、教員間で情報共有し連携・協力を図る。
- ・チーム担任制を導入し、複数の教員によるチェックをおこなう。
- ・学校生活調査アンケートを年3回実施（各学期1回）する。
- ・教員向けの生徒状況に関わるアンケート（毎月1回）をおこない、より綿密な情報共有を図る。
- ・公開授業・授業中の巡回を毎時間全職員で行い生徒の微妙な変化に対応する。
- ・保健室の充実を図り、頻繁に保健室を利用する生徒について職員間連携及び体制整備を図る。

組織的対応

いじめ発生
(いじめ情報キャッチ)

日常の観察・いじめアンケート・教育相談
生徒からの訴え・情報提供等・保護者からの連絡

即日対応

正確な実態把握

情報を得た教職員
↓
当該担任・学年主任等
↓
生活支援部長・教頭
↓
校長
↓
県教育委員会

支援委員会（いじめ対応）招集
(指導体制・方針決定)

- ①教職員の共通理解
- ②役割分担（調査・方針）
- ③新しい情報が入り次第報告
- ④指導方針の決定
- ⑤職員会議等で職員全体の共通理解

保護者連絡は事実確認後

保護者

生徒への指導・支援

関係機関

- ・長田警察署
- ・少年サポートセンター
- ・こども家庭センター

- ①いじめ解消に向けた指導をする。
(ア)いじめられた生徒には、「どんなことがあろうと守りぬく」ことを約束し、安心感を与える。
(イ)いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ②学校だけでは指導が困難な場合は関係機関に支援を依頼する。

その後の対応

- ・いじめが解消されても経過観察を行い事後指導を行う
- ・キャンパスカウンセラーを活用し心のケアを継続する